

**「無線システム普及支援事業費等補助金
(電波遮へい対策事業のうち医療施設を対象とするもの)」公募要領**

1 事業の概要

(1) 事業内容

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条
(1)のうち、医療施設を対象とするもの。

(2) 実施主体

一般社団法人等

(3) 交付対象経費の範囲

交付要綱別表第2 1 電波遮へい対策事業のとおり。

(4) 交付額

事業費の3分の1を交付する。(国以外の負担割合については、一般社団法人等が事業費の2分の1、医療機関が事業費の6分の1を負担するものとする。ただし、医療機関の経営状況や設置主体等によってはこの限りではない。)なお、交付下限額が100万円であるため、事業費300万円以上の事業を対象とする。

(5) 支払い

補助金は、交付決定内容に係る申請書に定められた用途以外への使用は認められない。また、事業終了後に実績報告書の提出を受け、補助金額を確定し、精算払いにより補助金を支払う。

2 応募方法

(1) 提出書類

応募に当たっての提出書類は以下のとおり。

ア 申請書【交付要綱 様式第1号】

- ① 補助事業の概要【交付要綱 様式第1号 別紙1】
- ② 工事概要書【交付要綱 様式第1号 別紙2】
- ③ 上記工事概要書の添付図面

イ 対策事業に要する経費の見積書

ウ 無線通信を行う電気通信事業者が、対策事業によって整備される施設を利用することについての確約書

エ その他必要な書類

- ① 必要な対策の措置(医療施設内での電波を管理する体制の整備、施設設置場所の提供等)について確認できるもの

- ② 電波による医療機器への影響に関するリスクについての同意書
- ③ 経費負担について確認できるもの（経費負担が困難な場合には、その理由を示す書類）
- ④ その他、必要に応じてこれらを補足する資料

（２）申請方法

J グランツ（補助金電子申請システム：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>）による申請又は電子メール（宛先は下記連絡先参照）による提出とすること。

（３）提出期限

予算がなくなり次第、公募終了

3 評価基準・選定方法

（１）評価基準

申請内容を以下の観点から総合的に審査を行い、交付先及び交付額を決定する。

- ア 本事業の目的を満たしていること
- イ 計画の実施や事業の継続について、一定の確実性があること
- ウ 技術上・制度上実現可能なものであること
- エ 事業の整備内容等が効率的又は効果的であること
- オ 対象とする医療機関が、基幹災害拠点病院又は地域災害拠点病院^{※１}^{※２}であること
- カ 対象とする医療機関が、手引き^{※３}を参考とし、適切な電波利用を管理する体制を整備している又は整備を予定していること
- キ 情報発信による波及効果が特定の地域に集中することなく期待されること
- ク 災害対策の観点から、24 時間以上の停電対策に努めていること

等

※１…厚生労働省通知「災害時における医療体制の充実強化について」（平成 24 年 3 月 21 日 医政発 0321 第 2 号）に基づき、各都道府県が指定する病院

※２…地域災害拠点病院については、病床数概ね 300 床以上で、かつ、その二次医療圏が「地方都市」又は「過疎地域」である病院を対象とする

※３…「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き（改定版）」（2021 年 7 月 30 日電波環境協議会策定）

https://www.emcc-info.net/medical_emc/info20210700.html

（２）選定方法

申請された内容について、評価基準に基づき、予算額等を勘案して、総務省において事業を採択し、交付決定を行う。ただし、交付決定に当たって追加の条件を付す場合がある。

4 問合せ先

本事業に関する問合せについては、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課まで連絡すること。

以 上

(連絡先)

総合通信基盤局電波部電波環境課
担当：藤原補佐、齋藤専門職、知念官
T E L : 03-5253-5905 (直通)
E-mail^(注) : d-bougo/atmark/soumu.go.jp

注 このアドレスには迷惑メール防止対策を施しています。
送付の際は、「/atmark/」を、「@」に置き換えてください。